

## 厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	生活保護行政のあり方検討会報告書 (概要)	生活支援課

平成29年 4 月 19 日



## 生活保護行政のあり方検討会報告書(概要)

### 1 基本認識

不正受給を厳しく取り締まるべきだという納税者の声と、生活保護利用者の権利を守れという声、いわば、ふたつの正義がぶつかりあう構図が問題を複雑化している。しかし、今回の犠牲者は、不正を全く行っていないにもかかわらず屈辱的な思いをした生活保護利用者であり、彼らの声なき声に耳を澄まし、市職員の行為を安易に正当化しないことを基本的な理解とし、議論の出発点とした。

あわせて、ケースワーカーを非難するだけでなく、彼らの立場や全庁的な風土も検証の上、より住民目線に近い、質の高いサービスを効果的に提供する行政、納税者が納得できる社会への道筋をひらいていく。

### 2 ジャンパー問題はなぜ起きたのか

きっかけとされている  
平成19年の傷害事件

ジャンパー着用のまま利用者宅を訪問し、それが10年間続いたこと

なぜ不適切な表記のジャンパーを作成したのか

#### 問題点の整理

##### ①生活保護の現場レベルの問題点

- (ア) 援助を必要とする側の視点の軽視、支援者としての意識の弱さ
- (イ) 組織としての目標設定とマネジメントの失敗

##### ②市役所全体レベルの問題点

- (ア) 生活保護行政に対する市役所全体としての関心や理解の低さ
- (イ) ジャンパー等の問題を生活保護行政だけの問題としない

##### ③市民全体レベルの問題点

- (ア) 全国同様、小田原市の中にある生活保護をめぐる深い社会的な分断
- (イ) みんなにとって満足できるセーフティーネットを小田原でどうやってつくっていくか
- (ウ) 現実にはお金が必要で、必要な負担を求めていくことから逃げない

### 3 ひらかれた生活保護行政に向けた改善策の提案

基本的考え方

利用者の権利という観点から、ケースワーカーがどのような対応をしていくのか

ケースワーカーが置かれている状況を、組織的問題を含めてどのように改善していくのか

## 【改善策①】援助の専門性を高める研修や連携による学びの場の質的転換

### (ア) 外部の専門家による生活保護制度や法的支援の研修

➢ 社会保障制度に関する内容のほか、民法やその他法的支援に必要なケースワーカーの技能向上に向けた研修を実施する。

### (イ) 外部機関等と共に学ぶ対人支援

➢ NPOや市民団体、専門機関の職員等とも連携し、有識者によるアドバイザリーの実施など、対人支援の充実を図る。

### (ウ) 関連所管による定期的な事例検討等の機会の創設

➢ 福祉事務所内(生活支援課、障がい福祉課、高齢介護課、子育て政策課、保育課)における事例検討会を実施する。

## 【改善策②】利用者の視点に立った生活保護業務の見直し

### (ア) 当事者の声を聴く機会を設ける

➢ 窓口へご意見箱を設置し、利用者や来庁者の声を聴くとともに、利用者に対するアンケートを実施する。

### (イ) 相談しやすい窓口の実現に向けた執務レイアウトの見直し

➢ 執務室のレイアウト変更等の環境整備、面接室の増設などを行う。

### (ウ) 保護のしおりの見直しをきっかけとした全庁的な再点検

➢ 「保護のしおり」暫定版を作成し、庁内の意見を反映したうえで内容の充実を図るとともに、全庁的な表記等の再点検につなげる。

### (エ) 不正受給が起りにくい援助

➢ 適正な収入申告についてのリーフレットを作成し、利用者に丁寧に説明していくことで、不正受給を「取り締まる」ことから「予防する」ことへ取組を転換する。

### (オ) 専門機関(法テラスや弁護士会)との連携

➢ 法的支援のアドバイスをいただく専門的な第三者機関との連携を図る。

### (カ) 生活保護申請から決定にかかる日数の短縮

➢ 生活保護申請については、決定までの日数を14日以内とすることを原則とした取扱いとして徹底する。

### (キ) 母子家庭への厳格な審査、辞退廃止の多さ、扶養義務者の調査の厳しさ

➢ 母子世帯からの相談状況を的確に把握し、関係所管とも連携して適切な支援を行う。

➢ 扶養義務者調査については、利用者の扶養親族との状況を的確に把握していく中で、必要最小限の調査回数へと見直す。

**【改善策③】利用者に寄り添い、ケースワーカーが職務に専念できる体制づくり**

- (ア) ケースワーカーの標準配置数の充足と専門職の拡充
- (イ) 業務のあり方と連動した職員配置の偏在化の見直し
- (ウ) ケースワーカー業務の再整理
- (エ) 市長・副市長の現場訪問とメッセージの発信
- (オ) 感情労働や惨事ストレスに対する支援

**【改善策④】「自立」の概念を広げ、組織目標として自立支援の取組を掲げる**

- (ア) 現場のエネルギーが出る組織目標を立てる
- (イ) 庁内で連携し、地域力を生かした自立支援プログラムに取り組む
- (ウ) 小田原市民が満足するセーフティネットの実現を視野に入れる

**【改善策⑤】市民にひらかれた生活保護を実現する**

- (ア) 生活保護行政に対する市民の理解に向けた情報発信
- (イ) 市民の意見をくみ上げ、市民目線で、市民と行政が一緒になって取り組む
- (ウ) 生活保護の現場をみんなが異動したくなる職場にする

**改善策の先に見据える  
生活保護行政の姿**

**現場のケースワーカーが抱える矛盾**

戦後早くに整備された生活保護制度は、制度が抱える矛盾をケースワーカーに押し付ける構造となっている部分があると考えられる。ケースワーカーが本来やるべき仕事は何なのかを考え、そのために何ができるのかについて、制度的な区分け、整理を含めて考えていく方向性は守られるべきである

**対人社会サービスの充実による生活保護の縮小**

単純に生活保護の中で完結させて、より良くしていこうという議論だけではなく、生活保護以外の制度とのバランスを考えながら、安心して生きていける社会をどこかで考えなければならない

改善策のフォローアップと「分かち合いの社会」創造の議論への展開

検討会における議論の職員や市民との共有

検討会における議論や改善方策の提案については、報告書の提出から期間をあけずに、職員、さらにはひろく市民と共有する場を設ける

生活保護行政の改善状況の検証

改善策の実施について、早急に必要な検討や体制の整備を行うとともに、報告書の提出から1年後をめどに、実施状況を検証する場を設け、さらなる改善につなげる

「分かち合いの社会」創造に向けた取組への引継ぎ

平成29年度の「分かち合い社会」の創造に向けた取組に、検討会の議論を発展的に引継ぎ、財源論や地域との協働を含めた社会的課題への対処を検討・実践する

【小田原市生活保護行政のあり方シンポジウムの開催】

開催日 平成29年4月30日(日)

時 間 午後2時から午後3時45分

場 所 小田原市民会館 大ホール

- 内 容 (1) 基調講演『「私たち」の再生～人間の誇りを大事にするおだわらを～』  
井手英策(座長・慶応大学教授)
- (2) パネルディスカッション『利用者と支援者の壁をこえていく』